死亡退職金の非課税の計算表

会社からの支払いの通知を見ながら、受け取った人ごとに書き込みます。

① 非課税の限度額

500万円 × 法定相続人の数（　　人）＝　　円

相続を放棄した人も数えます。養子は、実子がいれば1人、いなければ2人まで。死亡保険金の非課税とは別の枠です。

② 受け取った人ごとの書き込み欄

受け取った人	死亡退職金	相続人か	非課税（限度額×その人の額÷相続人の合計）	相続税の対象

国税庁の例

受け取った人	死亡退職金	非課税	相続税の対象
配偶者	20,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
長男	10,000,000円	5,000,000円	5,000,000円
長女（相続を放棄）	5,000,000円	0円	5,000,000円

配偶者2,000万円・長男1,000万円・相続を放棄した長女500万円。非課税の限度額は500万円×3人＝1,500万円（放棄した長女も数える）。相続人2人の合計3,000万円で分けて、配偶者1,000万円・長男500万円が非課税、長女は0円（国税庁 No.4117 の例）。

③ 弔慰金の非課税の範囲

仕事中の死亡（業務上）	死亡したときの普通給与の3年分まで
仕事中でない死亡	死亡したときの普通給与の半年分まで

弔慰金・花輪代・葬祭料は、ふつうは相続税の対象になりません。ただ、会社からの弔慰金のうち、上の額を超える部分は退職手当金等として相続税の対象になります。普通給与は、給料・賃金・扶養手当・勤務地手当などの合計です。退職給与規程で退職手当金にあたると決まっている分は、規程で判断します。

決まり

- **対象**：亡くなった人に払われるはずだった退職手当金・功労金などで、亡くなった後3年以内に支給が確定したもの。名前を問わず、品物で受け取った分も入る
- **3年を過ぎて確定したとき**：相続税ではなく、受け取った遺族の一時所得として所得税の対象
- **人数の数え方**：相続を放棄した人がいても、放棄がなかったものとした人数で数える
- **養子**：人数に入れる養子は、実子がいるときは1人、いないときは2人まで
- **使える人**：相続人が受け取った分だけ。相続を放棄した人・相続人でない人が受け取った分は、全額が相続税の対象
- **死亡保険金とは別の枠**：死亡保険金の「500万円×法定相続人の数」とは別に使える

間違えやすい所

- **放棄した人の分も人数に入れる**：長女が相続を放棄しても、非課税の限度額は3人で計算する。ただ、長女が受け取った分には非課税が使えない
- **相続人でない人が受け取った**：退職金規程で、相続人でない人（内縁の人など）が受け取ることがある。その分には非課税がなく、全額が相続税の対象
- **弔慰金の多すぎる分**：普通給与の3年分（仕事中でない死亡は半年分）を超えた弔慰金は、退職手当金等に足して計算する
- **支給の確定が3年を過ぎた**：相続税の対象にはならず、遺族の一時所得になる

相続税の申告書では、第10表（退職手当金などの明細書）で計算します。

出典：国税庁 タックスアンサー No.4117「相続税の課税対象になる死亡退職金」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4120「弔慰金を受け取ったときの取扱い」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4108「相続税がかからない財産」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 質疑応答事例「死亡による退職の場合」（令和7年8月1日現在の法令・通達等）／生命保険文化センター「死亡退職金に相続税がかかる？」（2026/11/17 確認）